

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時20分)

受付番号第2号、中津川定雄君の一般質問を許します。登壇願います。

4 番 中津川 それでは一般質問をさせていただきます。受付番号第2号、質問議員、第4番 中津川定雄。件名、災害に強いまちづくりの推進について。

要旨。今年は能登半島のダブル災害など自然災害の多い年になり、本町においても8月末の記録的豪雨により災害が多発しました。そこで、町の防災体制等について伺います。

1、大規模災害時に行政自らが被災し、利用できる資源に制限がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定する業務継続計画の策定状況について。

2、自主防災組織は防災組織として重要な組織ですが、災害リスクの増大などに対応するためには、組織の強化を図る必要があると考えます。行政と自主防災組織との連携や支援について。

3、地球温暖化に伴う大雨の頻度の増加や、台風の強度の増大などが懸念されていますが、本町における水害対策や土砂災害対策の考え方について。以上、よろしく願いいたします。

町 長 それでは、中津川議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

1点目についてお答えいたします。業務継続計画は、大規模災害等の発生時に町職員自身や公共施設等が被災し、人と物や情報など利用できる資源に制約がある状況下でも、応急業務、優先度の高い通常業務を明確に定め、業務の体制や手順など行政が継続的に機能することを目的とした計画でございます。

そのため、内閣府が定めた市町村のための業務継続計画作成ガイドにおいて、首長の代行順位や職員の参集体制、代替庁舎、電気・水道・食糧の確保、通信手段の確保、行政データバックアップ、非常時優先業務の整理の6要素が計画に必要と示されています。町では防災に関する計画として、地域防災計画、国土強靱化計画、避難所運営マニュアル、職員行動マニュアル等を定めておりますので、業務継続計画につきましては独立した計画として保持せず、保有する個々の計画に整合されているものとして神奈川県に報告し、了解を得ていただ

いているところでもございます。

現在、町では職員行動マニュアルに、発災後とるべき行動として、24時間以内、72時間以内、3日以降の3段階を記載しておりますが、これを3時間以内、24時間以内、3日以内、1週間以内、2週間以内、1か月以内の6段階で、非常時優先業務として令和6年度中に改善し、令和7年度に制定する予定でございます。これをもって業務継続計画の要素を全て満たすことになると考えております。

2つ目につきましてお答えいたします。自主防災組織は、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという意識に基づき、自主的に結成する防災組織で、災害対策法第5条2項、住民が隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織として定義されております。

現在、町自主防災会は、高齢化、防災リーダー不足、予算不足など、自主防災組織の抱える問題が多くあります。そのため、町では自主防災能力向上のため令和3年6月に地区防災計画策定マニュアルを、令和6年3月にはより簡易版を策定、周知し、防災訓練時に消防関係者の訓練支援や防災リーダー教育として防災講話を実施しております。

また、自主防災会の老朽化した資機材など更新を図るため令和5年度から小型発電機を、令和6年度からは防災倉庫の更新を逐次実施しております。今後、自主防災会が策定した地区防災計画の印刷支援や、町と自主防災会の連携要領など、多様な自主防災活動を支援してまいりたいと考えております。

3つ目についてお答えをいたします。水害、土砂災害などの災害発生時には、避難の際に町からの情報発信と住民への周知、情報共有を実施しますので、平時に町民の皆様がハザードマップにより自宅や自宅周辺、避難経路の危険性や避難場所を確認し、日頃から家族全員で避難場所までの順路を決めるなど、個人のマイタイムラインの作成を進めております。

また、気象情報の発表や各種の情報から、早期の避難所開設と避難情報を発信しており、特にお年寄りなど避難に時間がかかる人や、夜中に大雨が想定される場合は、避難所の開設と高齢者等の避難を日中明るい時間に発令し、避難

行動を容易にする等、工夫しております。

今後も水害、土砂災害対策につきましては、平時の準備と発生時の行動、自助・共助・公助など多角的に準備や訓練を実施する必要がありますので、今後とも関係各位との連携を図り、着実に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

4 番 中 津 川 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

大規模災害が発生した際ですね、市町村は災害対応の主体としてですね、重要な役割を担うこととなりますけれども、先ほど申しましたとおり、行政自らがですね、被災し、人・物・情報などですね、利用できる資源に制限がある条件下においてですね、災害応急対策業務のみならず、通常業務の中でも優先度の高い業務は継続する必要があります。また、被災箇所の災害復旧業務の中でも、この中でも優先度の高いものは早期に実施されなければなりません。これらの非常時優先業務などをあらかじめ定めた計画が業務継続計画、BCPです。

先ほどの答弁にありましたけれども、内閣府がですね、平成27年の5月に市町村のための業務継続計画作成ガイドを公表し、業務継続にですね、必須な6要素を核としたこの計画の策定は急務であるとふうにしてしています。このガイドラインによりますとですね、業務継続計画をどのような文書体系にするかは各市町村の実情に合わせればよいとされており、必ずしも独立した計画書でなくてもよいとされていますが、今年3月にですね、内閣府の防災担当と消防庁が令和5年6月、これ、昨年の6月時点ですけれども、全国の業務継続計画策定状況を公表しています。これによるとですね、神奈川県33市町村のうちですね、独立した計画書を定めているのが28市町村、地域防災計画とかその他の既存の文書体系の中に定めているのが5市町となっており、松田町はこの5市町に入っています。上郡5町の中でもですね、松田町だけが独立した計画書を定めていません。

先ほどの答弁では、必須な6要素が地域防災計画や国土強靱化地域計画、職員行動マニュアルに含まれているので、独立した計画としてですね、保持せずともですね、現在保有する計画の中で整合がとれているというところですね

ども、やっぱり独立した計画でないと、この6つの要素をもとにですね、複数の計画書とかマニュアルを見開かないと確認することができません。一旦ですね、大規模災害が発生した際に、職員がどのような行動をとらなければならないか、またあらかじめ確認する際にもですね、やっぱり独立した計画でないと職員は混乱し、非常時優先業務を適正かつ迅速に実施することができない可能性があります。このようなことから、私は早急にですね、独立した業務継続計画を策定する必要があるということをまず先に申し上げておきます。

では、質問させていただきます。平成28年の12月の定例会の一般質問において、業務継続計画の策定について質問があった際、町長は各所属長に非常時優先業務のリストを作成するよう周知し、平成29年3月完成に向けて業務を進めると答弁をされています。また、令和3年3月に策定した松田町国土強靱化地域計画、この中にもですね、業務継続計画を策定中である旨が記載されていますが、いまだに独立した計画が策定されていません。まず最初にですね、策定できていない理由について伺います。よろしくお願ひします。

安全防災担当室長

質問にお答えいたします。平成28年の段階で、策定行為というのは町のほうで、答弁のとおりしていたと考えるんですけども、やはり当時、ガイドラインが27年にできて、その非常優先…すみません。非常優先業務を、要は災害時の業務、そして通常時に必要な業務、そしてそれを時系列に並べるという行為は、かなり時間のかかるもので、その整理が難しかったのではないかなと考えています。そして、その後の3年後、国土強靱化地域計画の中で策定を進めているというところは、策定を進めている中で、町の各種防災に係る計画の中で、国で義務づけされている計画というのがあります。例えば国土強靱化計画、そして南海トラフ対処計画、そういったものをまず優先しなければならないというところで、そこを優先し、今年度完成させます。その中で、業務改善計画というのは、必要性は、義務計画ではないんですが、当然今言ったとおり、必要性の高いものと考えまして、町が保有している計画、職員行動マニュアル等で時系列で並べているのがあるのですが、そちらのほうを修正し、当面6要素を満たしているという考えで対処しようと考えておりました。以上です。

4 番 中津川 今、優先すべき業務が、策定しなければいけない業務があるので、それを優先したということと、独立な計画でなくても、今の所有するいろんなマニュアルとかにその内容が含まれているということだと思いますけども、それでは伺いますが、職員行動マニュアルなんですけども、先ほど業務継続計画と整合が図られているということですけども、このマニュアルですね、平成の22年の4月に制定されて、もう14年が経過をしていますけれども、これまでに町の組織も何回か組織改編しているんですね。にもかかわらず、一回も改定をされていません。内容をちょっと確認させていただきましたけれども、現にですね、防災を担当する安全防災担当室の存在すらですね、この行動マニュアルに位置づけられていません。中を見ますとですね、寄の現地対策本部の指揮権限者について記載がありますけれども、既に退職をしている職員が記載をされています。組織改編や業務の見直し、役職等に変更が生じた場合にはですね、その都度速やかに改定すべきと考えます。

また、非常時優先業務とはですね、先ほど言いましたけれども、災害応急対策業務のほか、通常業務の中でも業務継続の優先度の高いものを整理し、特定するものですが、この行動マニュアルにはですね、災害応急対策に関わる業務しか記載されていません。このような内容の行動マニュアル、これがですね、本当に職員の行動マニュアルと言えるでしょうか。業務継続計画と整合が取れているというお話でしたけれども、本当に整合が取れているマニュアルなのか。

そこで2点伺いたいと思います。職員行動マニュアルをこれまでに一回も改定してない理由、それと行動マニュアルに記載されている各課、各係の発災後のとるべき行動が、この業務改善…業務継続計画における非常時優先業務と言えるか。この2点について見解を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

安全防災担当室長 質問にお答えします。職員行動マニュアルの改定が遅れた理由は、先ほどに同じなのですが、優先順位というところで立てさせていただきました。そして、職員の行動、考え方というところは、根本的には関係ないんですけども、指摘のように修正するところはすぐ修正するようにしなければなら

ところでは、それに伴いまして、今年度、職員行動マニュアルの改正を進めまして、今年度末には案として完成し、来年度制定を考えています。

また、その職員行動マニュアルの中の時系列に並べている部分が、非常時優先行動のみを示しているというところですが、その中の表につきましても、説明ありましたとおり、段階区分と通常業務、それを時系列に並べて、職員行動マニュアルの中の表を修正いたしまして、今年度、案として完成させる予定です。以上です。

4 番 中 津 川 これまで14年経過しても、一回も改定されてない理由が明確ではなかったような気がしますけども、職員行動マニュアルは、これは全職員に配付されていますよね。そうですね。改定が失念されているとすればですね、これは組織として危機管理の欠如だと私は思います。14年間、職員は誰も気づかなかったわけじゃないと思いますけども、なぜ改定してないのか。ちょっとここは本当に今、さっき言いましたけども、組織として危機管理に欠如があるというふうに認めざるを得ません。いつ発生するか分からない大規模災害の発生時ですね、職員が迅速かつ的確に行動できるようですね、これは早急に改善すべきであるというふうに思います。

業務継続計画は、一旦作成すればよいというものではなくてですね、計画の実効性を確認し、高めるには、平常時からですね、教育や訓練を繰り返すことが重要であるというふうにされています。業務継続に関わる訓練にはですね、職員の緊急参集訓練ですとか、非常時通信訓練、災害対策本部を対象としたですね、机上訓練、図上訓練などがありますけれども、現策定状況の中で、職員の教育ですとか訓練、これをどのように実施しているのか伺います。お願いします。

安全防災担当室長 質問にお答えします。基本的には防災訓練時の教育を主体に実施しております。令和4年度には緊急登庁訓練を実施いたしまして、帰宅後発生というところで登庁、そして各機能別訓練というのを実施いたしました。令和5年度には、勤務場所で災害が発生したとして、その後の行動、各班に分かれて行動する訓練を実施しています。併せまして、5年度は入庁3年目以内の若い職員を集め

て、防災に関する図上訓練を実施いたしました。そして6年度は、今年、最初のほうにありましたとおり、機能別というところで、現庁舎にいる段階でというところを整理して訓練を実施いたしました。その訓練が職員の防災に関する教育というところと同じものと考えます。以上です。

4 番 中 津 川 先ほど令和5年度…4年度かな、登庁訓練というような回答があったんですけども、いわゆる緊急参集訓練だと思いますけども、これは具体的にどのような想定のもとに行われているのか伺います。

安全防災担当室長 これは夜間、職員が家にいるという想定の中で、巨大地震が起きたとき参集するという想定のもと実施しております。以上です。

4 番 中 津 川 夜間における登庁訓練ということですが、これはあれですか、全職員対象ですか。それとも近隣に在住する職員ですか。ちょっとその辺だけ確認させてください。

安全防災担当室長 質問にお答えします。全職員対象にしております。しかしながら、遠方のところの職員は、時間の関係もありますので、近傍の駅まで電車に来て、徒歩というところを組み合わせています。そして登庁時間は、徒歩したものと何分かかるといのは、実行動ではなくて、徒歩したものとこちらのほうは管理して、訓練自体はその時間を限定して、そういう形で全員実施するようしております。以上です。

4 番 中 津 川 ありがとうございます。これ、令和4年ということなんですけども、本来であれば毎年1回はそういった緊急参集訓練を実施すべきだと思いますので、これからの検討課題としていただきたいと思います。

次に行きます。行政インフラ、特にですね、役場本庁舎は防災活動の心臓部になります。庁舎は免震構造になっているので、倒壊するなどの被害は想定しませんが、庁舎内に配置しているコピー機やOA機器、収納キャビネットなどのいわゆる什器のですね、固定の状況、非構造部分であるですね、天井とかガラス窓、この辺の耐震化はどのようにしているのか伺います。

参事兼総務課長 御質問にお答えします。免震構造は、御存じのように庁舎のほうは免震装置というものがございまして、それは建物が直接受ける地震の揺れを軽減する装

置でございます。免震装置で例えば吸収できなかった揺れが建物に伝わるような形で、建物内が壊れたりとか、建物が壊れたりとか、今おっしゃられたキャビネットとかOA機器等什器備品がなるべく転倒するのを防止するような装置でございます。今現在、庁舎内のじゃあ什器等の備品はどうか、転倒防止はどうかという話なんです、正直、備品等の固定については、あまり固定ができてない状況ではございます。こちらのほうにつきましてはですね、今おっしゃられるように、一応免震装置ということなので、うちのほうも被害の想定が少ないものという形で想定はしておるんですが、ただ、かといって全く倒れないというわけではないと思いますので、そちらのほうにつきましては、ちょっと庁舎内の方を今後点検しましてですね、必要に応じて対応していきたいというふうに考えております。

また、建物の天井というお話ではございますが、こちらのほうも先ほどお話ししましたように、免震構造をしておりますので、建物の揺れは少ないのかなという形では想定しているんですが、ただ、東日本の大震災には結構天井が落ちたというお話もお伺いしておりますし、その後、取り付けする金具がちょっと変更になったという事案も聞いております。その点を含めましてですね、こちら庁舎のほうは設計された設計業者さん等に確認をさせていただいて、必要に応じて改修等をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

4 番 中 津 川 什器がですね、転倒したりですね、揺れによって移動して収納物が落下したりすると、職員の方々にもですね、被害が及びますし、また地震発生後に生じる混乱の影響、これも最小限に抑えるためにもですね、什器ですとか非構造部分の耐震化、大変重要だと思いますので、ぜひ引き続き取り組んでいただければと思います。

業務継続計画について、幾つか質問をさせていただき、回答がいただきましたけども、ここで町長に改めて伺いたいと思います。先ほどの答弁では、独立した計画を策定するのではなく、現行動マニュアル、現職員行動マニュアルを改善して、令和7年度に改定するというところで、業務継続計画の要素を満たす

ことになるということでしたけども、この6要素を一つに取りまとめ、独立した業務継続計画を策定すればですね、これは職員行動マニュアルに代わる計画にもなります。既にですね、地域包括支援センターでは自然災害編として独立した業務継続計画を今年策定し、時系列による重要業務の継続などをですね、規定しています。この計画の上位計画としてもですね、役場全体を統括する業務継続計画が必要ではないでしょうか。町長の見解を伺います。よろしく願いします。

町長 御質問ありがとうございます。おっしゃる部分も理解もできますし、我々が言っているのも御理解をいただく中で、必要であればきちっとつくっていききたいというふうに考えています。

ただ、今、業務継続計画がないから、じゃあ町民の方々を守れてないとかというのは、それぞれ今までも地震があったり、コロナも災害だと思いますけど、いろんなことを我々乗り越えてきているところもあります。ただ、それが私どもトップがいなくてもというふうなところを考えると、活字にしておいたほうがいいのではなかろうかというのを改めて感じたところでもありますので、今ある計画は、一つ一つに対するアクションプランだと考えれば、その上位計画というお話ですので、前向きにですね、そんなに難しい話じゃないので、ここまで、どっちかといえばほかの計画のほうが形式的につくられて、個々の部分がないのかなという感じもしますから、うちは逆に下があるので、上をとりまとめて、その上位計画をですね、つくるということで、前向きに考えたいと思います。以上です。

4 番 中津川 大変前向きな回答を頂き、ありがとうございました。災害発生時にですね、制約を受けた中でも、一定の業務をですね、職員の方が的確に行えるようですね、早急な業務継続計画を策定していただければと思います。

次にですね、自主防災組織の強化について伺います。今年8月8日にですね、宮崎県の日向灘を震源とするマグニチュード7.1、最大震度6弱の地震が発生し、気象庁は南海トラフ地震に関するですね、これ、初の臨時情報を発表し、巨大地震に注意するよう呼びかけましたけども、翌日の夜、神奈川県西部を震

源とするマグニチュード5.3の地震が発生してですね、松田町では震度5弱の揺れにより、家屋に損傷が発生する被害がありました。この6日後にも県西部を震源とする大きな地震が発生しています。8月末には記録的な豪雨により、町内でも被害が発生するなどですね、災害リスクの増大が懸念をされています。地域防災のですね、要である自主防災組織の強化を図る必要があると思います。

そこで、自主防災組織のですね、ちょっと現状について伺いたいと思います。町では防災対策における協働の取組として、町民の役割の一つに、自主防災組織への参加というふうに規定をしています。毎年9月にですね、総合防災訓練を実施していますが、どのくらいの町民の方が防災訓練に参加しているのか伺います。今年はちょっと台風の影響で順延になって、先日12月1日のですね…になったんですけども、過去のデータで結構ですので教えてください。よろしくをお願いします。

安全防災担当室長 質問にお答えします。令和2年から4年、こちらのほうはコロナで中止となりました。令和5年、昨年、1,700名です。そしてコロナ以前、令和元年及び平成30年は1,800人と確認しております。以上です。

4 番 中 津 川 今回答頂きましたけども、総合計画ではですね、防災訓練の参加者数を2026年度の目標を3,000人としています。今、過去のデータですと1,700から1,800人ということですけども、3,000人という目標をですね、達成するためには、どのような取組が必要なのか、必要であるか、お考えでしょうか。お願いします。

安全防災担当室長 質問にお答えします。カウントしているのが個人でカウントしていますけれども、実際来ているのは家庭の代表者のような形になっているので、世帯として押さえると、ある程度参加はしていただいているのかなと思います。ただし、今申したとおり、物理的に3,000人といいますと、今の訓練内容から、例えば自主防災会と町の連携を深めるとか、あるいは展示や体験、防災ピクニックとかあるんですけども、そういった別のもを実施をして、全体の基礎の部分を増やしていくとか、工夫するところはたくさんあると思いますので、多角的に検討していきたいと考えています。以上です。

4 番 中津川 ありがとうございます。内容の充実だとか、最後に多角的に検討したいということですが、訓練というのは同じ訓練を繰り返し実施することが大変重要なので、その辺、基本的なところは押さえた中で、新たなメニューとかですね、そういうのを検討していただければというふうに思います。

総合計画はですね、自主防災組織力の向上として、防災士の認定者を2026年度に26人とする目標を立てています。これはですね、各自主防災組織に少なくとも1人の防災士を配置するというような計画だと思いますけども、この防災士の資格取得にはですね、約8万円のいろんな経費、研修費ですとか試験費だとか、認証に登録に要する費用とかね、ありますけども、8万円ほどですね、要します。個人でなかなかこれを負担するのは大変困難なので、これらのですね、今の26人という目標を達成するためにはですね、この費用の一部を町が補助する制度の創設、これが必要であると思います。総合計画にはですね、防災士の育成を支援すると、はっきりと打ち出しています。その辺の見解について伺います。

安全防災担当室長 質問にお答えします。町のほうも令和5年度に防災士の予算をつけまして、その資格のところを一部補助を考えておりました。ただし、今言ったとおり、民間資格であるというところ、予算の3分の1は自己負担になるというところ、そして少人数ですと、講座は東京にまで受けに行かなければならず、東京のところ朝早いので、1泊が伴うというところがあります。そして、免許取得後、防災に関する業務の支援、こちらのほうを明示するといったところからですね、当面は町として今実施し、来年も実施する自主防災リーダー教育のほうの充実を図りつつ、また防災士取得の声が上がってくれば再開したいと考えておりました。以上です。

4 番 中津川 希望者があれば再開するというお答えですが、先ほど言いましたけれども、総合計画では要請を支援するというふうなうたっていますので、前向きな検討をお願いいたします。

地区防災計画がございまして、これは地区住民が自ら作成するボトムアップ型の計画で、継続的にですね、地域防災力を向上させる目的の計画です。26、各

自主防災会がありますが、現時点で7防災会かな、にとどまっているようですけれども、この目標を達成するためにはですね、地区防災計画の策定を義務化するようなこともね、検討する必要があると思うんですけども、その辺のお考えを伺いたいと思います。

安全防災担当室長 ただいまの質問にお答えします。地区防災計画の重要性は大変、町のほうでは認識しておりまして、早い段階から周知のほうを図っています。また、今年度の地域防災計画の中で、地域防災計画のルール準拠のほうを定めましたので、今、自治体が地区防災計画をつくったときに、地域防災計画の下部の計画になるということは定義づけは終わっています。来年は、今実施している自主防災リーダー教育の中で、地区防災計画の作成要領というところを併せて作成率を高めたいと思っています。ただし、やはり地区防災計画って、ボトムアップの計画というところで、国のほうが強力に作成を宣伝しているところがありまして、やはり地区の中で考えて、それを提案し、町のほうがそれを地域防災計画の一部として採用するというのが大きな趣旨になりますので、当面は義務というよりも自発的な計画として実施したいと考えています。以上です。

4 番 中 津 川 来年度の防災リーダーの中に取り組むということですので、引き続き町の支援をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、防災教育について伺います。国土強靱化地域計画ではですね、身を守る行動のとり方などについて、地域の自治組織や学校などを通じて防災教育や訓練を実施するというふうにうたっています。学校教育の中では、防災訓練とか避難訓練、これは実施されていると思いますけども、知識としてのそういった防災教育について、どのようにお考えなのか、ちょっと伺います。

教 育 課 長 それでは、知識としての防災教育という御質問でございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。現在、知識としての防災教育という観点に立ちまして、学習指導要領のほうに国のほうでですね、位置づけられており、それに基づいた防災教育が行われているというところでございます。具体的に申しますと、中学校での地理や保健体育、また小学6年生の理科、小学校4年生・5年生の社会科の中で、災害のメカニズムであるとか、そういった

たもの、また種類、歴史、それに対する対応策などですね。その対応策としては、自治体、自衛隊、警察、消防署、消防団や地域の自主防災組織の人々が協力して災害を減らすこと、災害に対応することということを教えるとともに、防災・減災に向けた取組として、県内ですとか身近で起きた、そういった災害を自分で調べて、それを授業の中で発表していくようなことが求められております。そのような教育を通じて、防災の知識を身につけていくものであるというふうに考えております。以上でございます。

4 番 中津川 いろいろと今、災害のメカニズムだとか、そういったことも含めて防災教育としてやられていることですがけれども、もっと身近ではですね、例えばハザードマップを活用して、自分が住んでいるところの災害のリスクだとか、あとは大雨だとか土砂災害警戒情報、これの入手の方法、町が発信する避難情報の意味だとか、あとは自らが災害を回避するような、そういった具体的な、こういった教育が必要じゃないかなと思います。小学校の低学年ではちょっと難しいかもしれませんが、小さい頃から防災知識を身につけるということは大変大事だと思いますので、ぜひこれからも学校教育の中に取り込んでいただければと思います。

それでは、ちょっと時間がだんだんなくなってきましたので、最後に水害対策と土砂災害対策について伺います。8月にはですね、大変県西部でもですね、台風14号の影響により河川の氾濫とか土砂崩れ、道路の冠水なども多く発生しました。河川の洪水ですとか土砂災害対策に関してですね、地域防災計画ではハード対策として、計画的な河川整備、あとは砂防施設、治山施設の整備をですね、県に要望・要請するとしておりますけれども、近年におけるですね、要望活動の内容について伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

まちづくり課長 ただいま要望的なものがどのような形で行われているかということでございます。御指摘のございましたですね、特に河川に関しては、酒匂川、川音川、中津川、こういったところのですね、護岸堰堤整備、また河川内の樹木伐採、川床整理、こういったものが災害に結びつくところがございますので、機を捉えて要望活動をしておるところです。また、そういった内容を受けてというこ

とではありますけれども、今年度、県西土木事務所さんのほうでですね、河川関係でもちょっと細かいには申し上げませんが、6か所程度、今申し上げた護岸整備も含めた内容の工事を実施予定というふうに聞いてございます。

4 番 中 津 川 ありがとうございます。要望についてはですね、町全体をした要望ではなくて、町のほうで優先順位をつけて、ここは確実に、重点的にやってほしいというような要望の仕方もありますのでね、その辺は検討していただければと思います。

町にはですね、土砂災害に関して、予防対策だとか被災者を支援する助成制度があります。災害予防対策助成金事業と災害復旧工事損失補填助成金事業について、この制度のですね、活用状況について伺います。よろしく申し上げます。

安全防災担当室長 5年度の間合せ状況として、相談が3件ありました。採択はありません。6年度、本年度は7件相談がありまして、採択はありません。以上です。

4 番 中 津 川 相談があっても採択ゼロというお話ですけども、これ、町民のですね、災害に対する予防対策とか、被災者を支援する目的で創設された制度ですので、制度の活用をですね、推進するためにはですね、採択要件を緩和するとか、そういうことを検討する必要があるのかなと考えます。例えばですね、予防対策助成金事業では、対象とする工事がですね、コンクリートを主体とした擁壁などの構造物に限られています。土砂災害を防止するにはですね、ロックフェンスとかあるんですが、ああいう簡易的なですね、待ち受け擁壁的なものでもですね、効果がありますので、対象工事の範囲を見直してもよいのではというふうに今、考えております。

土砂災害に関してですね、まだ質問あったんですけども、時間がなくなってきたので、ちょっと最後のまとめとなりますけども、災害はですね、多種多様であり、予想できない展開を示すものもあります。有事に際してはですね、適切で弾力的な対応を迅速に行うことが被害を最小限に抑えることにもつながります。そのためにもですね、平常時から実効性のある防災体制の確保が重要になりますので、地域防災計画に基づき、実情に即した業務継続計画の策定や各

種マニュアルを早急に整備し、町としてですね、組織として、いざというときに即応できるようですね、平常時の教育や訓練、これに取り組んでいただくようお願いをして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議

長 以上で受付番号第2号、中津川定雄君の一般質問を終わります。
録画の操作の間、少しお待ちください。